



鳥取県公報

平成14年 8月13日(火)
第 7 4 0 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	土地改良区の清算人の退任 (433) (耕地課)	1
	保安林の指定の解除予定 (434) (森林保全課)	2
公 告	共済事業に係る平成13年度の経営状況 (管財課)	2
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活保安課)	2

告 示

鳥取県告示第433号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第68条第 2 項において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次のとおり北村弓河内土地改良区から清算人が退任した旨の届出があったので、同法第68条第 2 項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成14年 8月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した清算人の氏名及び住所

- 森 田 史 郎 八頭郡河原町大字北村338
- 森 田 利 男 八頭郡河原町大字北村68
- 竹 内 輝 男 八頭郡河原町大字弓河内146 - 1
- 谷 口 健太郎 八頭郡河原町大字北村85
- 中 英 樹 八頭郡河原町大字北村190
- 森 田 豊 八頭郡河原町大字北村208
- 北 村 隆 徳 八頭郡河原町大字北村203
- 上 田 稔 八頭郡河原町大字北村201
- 山 口 幸 雄 八頭郡河原町大字北村248
- 山 口 壽 長 八頭郡河原町大字北村730 - 1
- 竹 内 達 雄 八頭郡河原町大字弓河内308
- 露 木 博 文 八頭郡河原町大字弓河内147
- 露 木 長市郎 八頭郡河原町大字弓河内252
- 竹 内 俊 英 八頭郡河原町大字弓河内246
- 窪 田 清 志 八頭郡河原町大字弓河内319

平成14年 7月15日退任

鳥取県告示第434号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年 8月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡北条町国坂字灘際1590の2（国有林）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第2項の規定に基づき、財団法人都道府県会館から平成13年度の火災・自動車損害共済事業及び水力発電用機械損害共済事業に係る経営状況の通知があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成14年 8月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

平成13年度財団法人都道府県会館災害共済事業経営状況

1 火災・自動車損害共済事業	
（1）共済基金分担金その他の収入	5,233,702,951円
（2）災害共済金その他の支出	2,194,167,862円
（3）次期繰越収支差額	3,039,535,089円
（4）期末正味財産	20,916,285,424円
2 水力発電用機械損害共済事業	
（1）共済基金分担金その他の収入	1,022,002,586円
（2）災害共済金その他の支出	268,932,488円
（3）次期繰越収支差額	753,070,098円
（4）期末正味財産	5,812,070,098円

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成14年 8月13日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

1 講習の種類及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	平成14年 9月 6日 午前10時から午後 4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟 2階執行部控室	岩美、鳥取、郡家、智頭及び浜村の 各警察署の管内に居住する者
経験者講習	平成14年 9月19日 午後 1時30分から 午後 4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署 3階講堂	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管 内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 5時間

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,800円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

